

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和5年12月15日午前9時00分琴平町総合センター2階大ホールに召集する。

出席委員		欠席委員			
3	山田 悟	9	宮脇 久雄	11	山本 修司
1	大森 薫之	10	西島 好弘		
2	都村 尚志				
4	神餘 哲夫				
5	西山 盟				
6	高尾 剛				
7	宮武 悟				
8	大場 重信				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 植田 康紀

<議事日程>

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】
- その他

会長 挨拶

会長 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は5番の西山委員と、6番の高尾委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。
場所は、県道原田琴平線と町道上村線の交差から北へ約70mに位置する農地です。町外に居住しており農地の維持が困難となっている譲渡人と譲渡人の親類であり対象農地で現在耕作している譲受人が贈与という形で今後も農地を利用し、維持していくということで話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。

会長 議案第1号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。町外に居住し農地を維持することが困難となっており、今までは対象農地の近くで居住している譲渡人の親類である譲受人に耕作をしてもらっていましたが、譲渡人が高齢となり今後、農地を維持管理していくことは困難であること等から譲受人に贈与するという形で話がまとまり、今回の申請となりました。家庭菜園として利用して今後、農地を維持していくようです。皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

会長 議案第1号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

お手元の議案書5ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所は、町道苗田本条線と町道阿波町線の交差から西へ約30mに位置する農地です。

譲受人は賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となってきた為、父である譲渡人が所有する土地で分家住宅を建てる計画を考えていました。周辺の候補地の中から利便性、周辺地への影響等を比較検討した結果、実家の南側に隣接する農地を使用貸借権により利用所有することで話がまとまり、今回の申請となりました。

譲受人は高齢となり農業をすることが困難となってきた両親の手伝いをし、今後、地域の農業や保全活動を積極的に参加するという事です。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等の添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第2号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

地元委員 事務局から説明があったとおりです。譲受人は父が所有する土地で家を建てるという計画の中で候補地を選定し、比較検討した結果、実家の南側に隣接する農地を利用することで話がまとまり、今回の申請となったようです。周辺の農地に支障が生じるおそれはありませんし、地元水利や近隣農地の所有者との調整も完了しています。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第2号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第5条許可について挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 事務局より説明お

願います。

事務局 お手元の議案書6ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1～7について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
よろしく願いいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2**について事務局より説明
願います。

事務局 お手元の議案書10ページをご覧ください。
農用地利用集積計画総括表 申請番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。
令和5年12月28日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第4号についてご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第4号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第4号 農地中間管理事業法第19条の2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

会長 多数挙手により賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 琴平町環境保全の会、地籍調査、研修会の案内。

会長 次回は、令和6年1月19日（金）午後4時から琴平町役場3階大会議室で行います。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。